

目 次

1	学校危機管理の基本的方針（予防と対応）	2
2	気象災害への対応	5
3	地震への対応	6
4	津波への対応	7
5	地震および津波発災時の避難措置	8
6	事故・急病時の対応	10
7	不審者への対応	11
8	給食の事故への対応	13
9	食物アレルギーへの対応	14
10	いじめへの対応	15
11	虐待への対応	16
12	セクシャル・ハラスメントへの対応	17
13	Jアラートによるミサイル発射情報への対応	18
14	新型コロナウイルス感染症への対応	19

1

学校危機管理の基本方針（予防と対応）

1 目的

- (1) 子どもと教職員の生命を守る
- (2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守る
- (3) 学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守る

2 危機管理の法的根拠

【学校保健安全法】

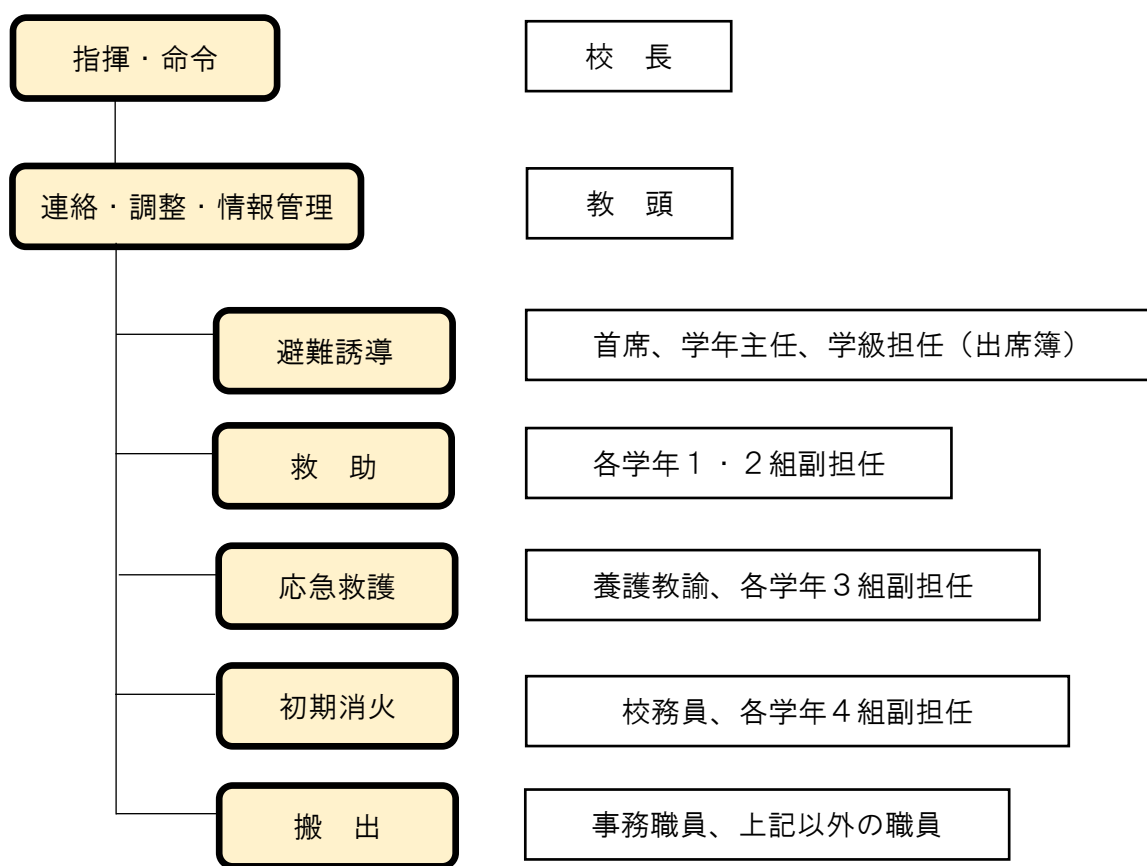
第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 想定される危機の種類 ～予防策構築の観点～

分類	内容	
学習活動	授業等	運動時、実験・実習、校外活動
	学校行事	校外学習、宿泊学習、修学旅行、職場体験学習
	部活動	熱中症、骨折、頭部の打撲、脳震盪、大量出血
	その他	不審者侵入、学校施設利用中の事故
登下校	交通事故	死傷事故
	不審者	声かけ、わいせつ行為、行方不明、誘拐
健康	感染症	新型コロナ、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	アレルギー	アナフィラキシーショック
	食中毒	集団食中毒、給食への異物混入
問題行動	非行	暴力行為、薬物乱用、喫煙、飲酒、性犯罪、深夜徘徊
	いじめ	いじめに起因する傷害、自殺企図、ネット上の誹謗中傷
災害	火災・自然災害等	火事、台風、洪水、地震、津波、
施設設備	施設設備	保守管理・修繕の不備、誤使用に起因する人身事故
教職員	不祥事	飲酒運転、体罰、セクハラ
	健康管理	心身の不調、勤務時間の管理不足
	事故	交通事故
教育計画	教育課程	未履修、テスト、成績処理、調査書評定
財務	資金管理	公金遺失・横領
	会計処理	不適正な公金支出・執行
情報	個人情報	個人情報の漏洩
	情報システム	システムダウン、ウイルス
業務執行	保護者	信用失墜
	威力業務妨害	不当要求、クレーム
	広報・報道	不適切対応、指揮系統の混乱

4 危機管理組織図



5 危機発生時の下校措置

分類	対応方法	想定される事態
ランク1	放課後の活動を中止にして、生徒全員を下校させる	大雨や暴風、高温や大雪など、状況の悪化が予測される場合
ランク2	職員引率のもと、町別のグループで集団下校させる	不審者の徘徊、地震や異常気象で生徒の安全確保が困難な場合
ランク3	保護者に迎えにきてもらう(学校待機・保護者への引き渡し・関係機関への協力依頼)	大規模災害等で教員引率の集団下校が困難な場合、警察等各関係機関からの指導で下校を止められた場合
ランク4	授業時間の繰り上げ、もしくは繰り下げ、生徒の安全確保を最優先した対応	校区または近隣で凶悪犯が徘徊、特別警報または暴風警報が発令、震度5弱以上の地震が発生した場合 校内で新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合

6 動員態勢

分類	人数	動員される職員
警戒	管理職 (2名)	校長、教頭
A号	職員の4分の1 (9名)	校長、教頭、首席、学年主任、学年副主任
B号	職員の2分の1 (20名)	校長、教頭、首席、学年主任、学年副主任、校務員、養護教諭、保健安全部
C号	全職員 (39名)	A L T、S C、特別支援教育支援員、図書館C oを除く全職員

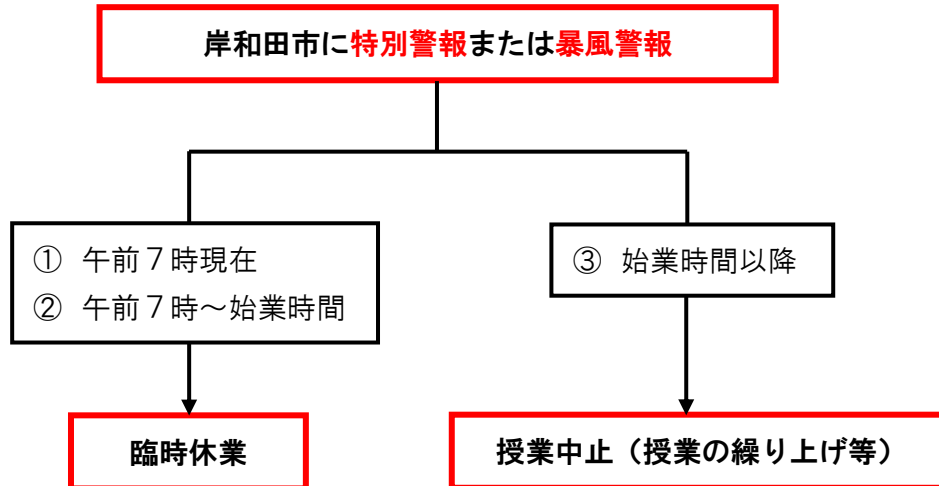
7 町別の引率態勢

町名	引率者	町名	引率者
大国町		磯上町1丁目	
大小路町		磯上町2丁目	
宮本町		磯上町3丁目	
北浜町		磯上町4丁目	
南浜町		磯上町5丁目	
新港町		磯上町6丁目	
泉町		松風町	
泉団地		戎町	
本町		八幡町	
中町		木材町	
元町		学校で対応	
宮川町		指揮	
若松町		連絡・調整	

2

気象災害への対応

(1) 臨時休業または授業の繰り上げになる場合



- 進路予想をもとに、臨時休業等の対応について、生徒・保護者へ**事前**に文書を配布
- 臨時休業または授業の繰り上げの措置時は、保護者へメールを配信して連絡
- 市教委・総務課へ臨時休業報告(書式あり)
- 給食は中止(午前7時以降に上記の警報発令時は学校給食課へFAX かメールで報告)
- 既に登校している生徒の下校措置

(2) 原則として平常どおり授業を行う

岸和田市に 大雨警報 洪水警報 波浪警報 高潮警報

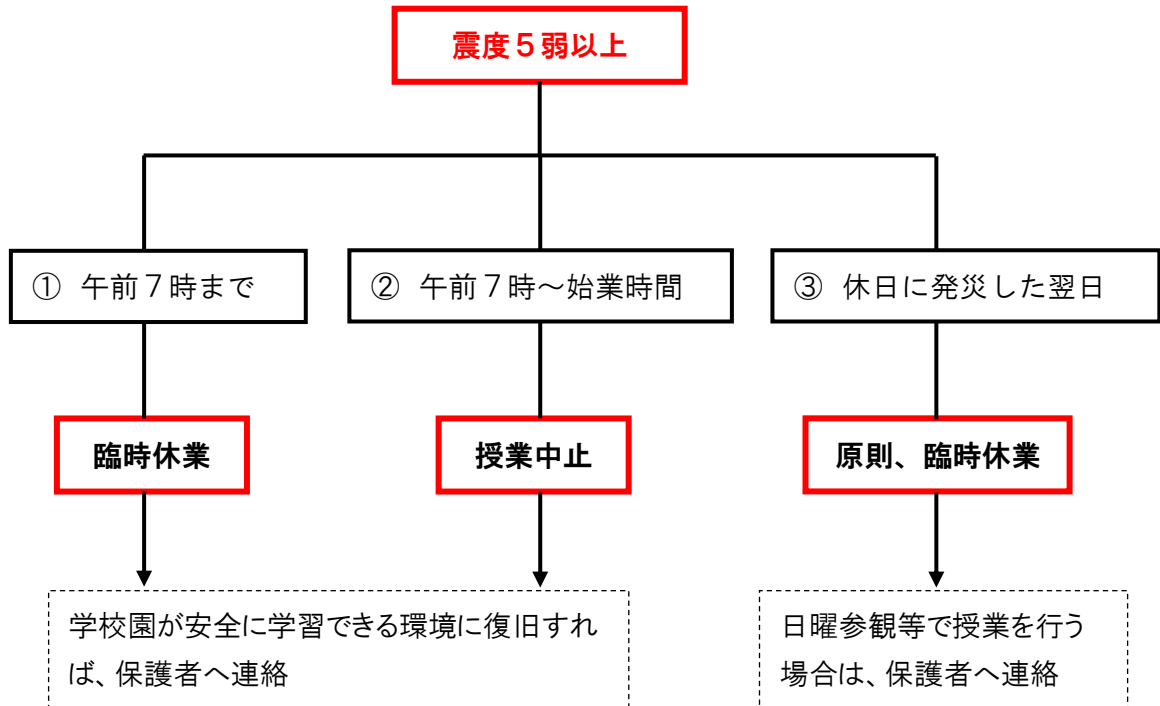
※ 生徒の安全確保上問題が生じる恐れがあると学校長が判断した場合は、臨時休業(事前に市教委へ連絡)・授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる

- 市教委・総務課へ臨時休業を決定する前に連絡して確認
- 臨時休業または授業の繰り上げを行うときは、上記(1)の対応のとおり

3

地震への対応

(1) 臨時休業または授業中止になる場合



- 施設の被害状況や周辺の様子を把握
- 臨時休業等の措置時は、メールや無線等で保護者へ発信
- 市教委・総務課へ状況報告
- 給食は中止

(2) 原則として平常どおり授業を行う

震度4以下

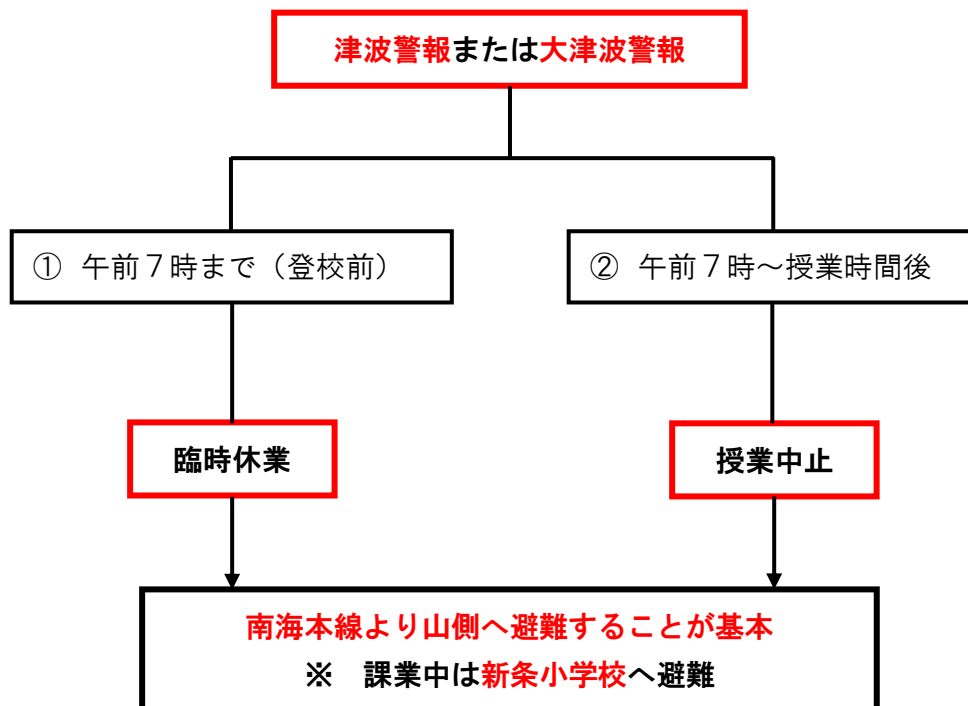
※ 余震の状況、学校施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う

- 臨時休業の際は、校長が状況を判断し、市教委・総務課へ報告した上で対応する
- 臨時休業で給食を中止する場合は、学校給食課に連絡する

4

津波への対応

(1) 臨時休業または授業中止になる場合



- 南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）は、警報発令時は授業中止
- 給食も中止

(2) 原則として平常どおり授業を行う

津波注意報

※ 余震の状況、学校施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う

- 臨時休業の措置をとる場合は、校長が市教委・総務課へ事前に報告する
- 臨時休業で給食を中止する場合は、すみやかに学校給食課へ連絡する

5

地震および津波発災時の避難措置

(1) 授業中に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留意点
1 一時避難	① 担任等による一時避難の指示 ② 大きな揺れが収まるまで一時避難を継続	<input type="checkbox"/> 頭部を保護 <input type="checkbox"/> 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難 <input type="checkbox"/> 指示が聞こえるように冷静にさせる
2 非常放送	① 管理職が避難指示 ② 非常用放送設備を使用	<input type="checkbox"/> 大きな揺れが収まってから避難を指示する <input type="checkbox"/> 拡声器、笛
3 二次避難	① 担任等の指示・誘導で 校庭へ避難 ② 点呼・避難完了の確認 ③ 負傷者の確認 ④ 不明者の探索・救助	<input type="checkbox"/> M9.0で1mの津波が95分で到達すると予測されている <input type="checkbox"/> 正確な情報収集 ・ 不明者は誰か（生徒、職員） ・ 地震発生時の居場所はどこか ・ 誰がどこへ行き、いつまで探すか（複数で対応）
4 南海本線より山側へ避難 (新条小学校)	① 避難場所と経路の指示 ② 点呼が完了した順に出発 ③ 先頭は防災主担、各学年先頭は主任、最後尾は首席、管理職 ④ 負傷者の引率は養護教諭及び担任	<input type="checkbox"/> 正門→石田運送前→高松診療所→春木若松町交差点→春木駅踏切→新条小学校 <input type="checkbox"/> 火災や道路の被害状況をみて、より安全な避難経路を選択する
5 避難完了と解除	① 点呼・避難完了の確認 ② 保護者へ連絡 ③ 保護者への引き渡し ④ 情報収集 ⑤ 市教委への報告 ⑥ 避難解除の宣言	<input type="checkbox"/> メール等あらゆる手段で避難状況を保護者へ連絡 <input type="checkbox"/> 保護者及び保護者が指定した者以外には引き渡しを行わない（引き渡し完了まで保護する） <input type="checkbox"/> 引き渡し時には、「誰に、いつ、誰を」引き渡したかを記録

(2) 登下校中に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留意点
1 登下校中の生徒への対応	① 津波警報が発令されたときは、家にも学校にも立ち寄らず、南海本線より山側へ各自で避難する ② 避難場所は新条小学校を基本とする	<input type="checkbox"/> こども110番の家等、近くの大人に救助を求める <input type="checkbox"/> 春木地区は新条小学校へ避難することを家族と共有しておく ※ 平常時に指導を徹底しておく
2 校内生徒の避難	① 出勤している職員の指示に従い、一時避難および二次避難をする ② 課業中と同様の対応	<input type="checkbox"/> 新条小学校へ避難するとき、正門に、すでに避難済であることがわかる表示をする

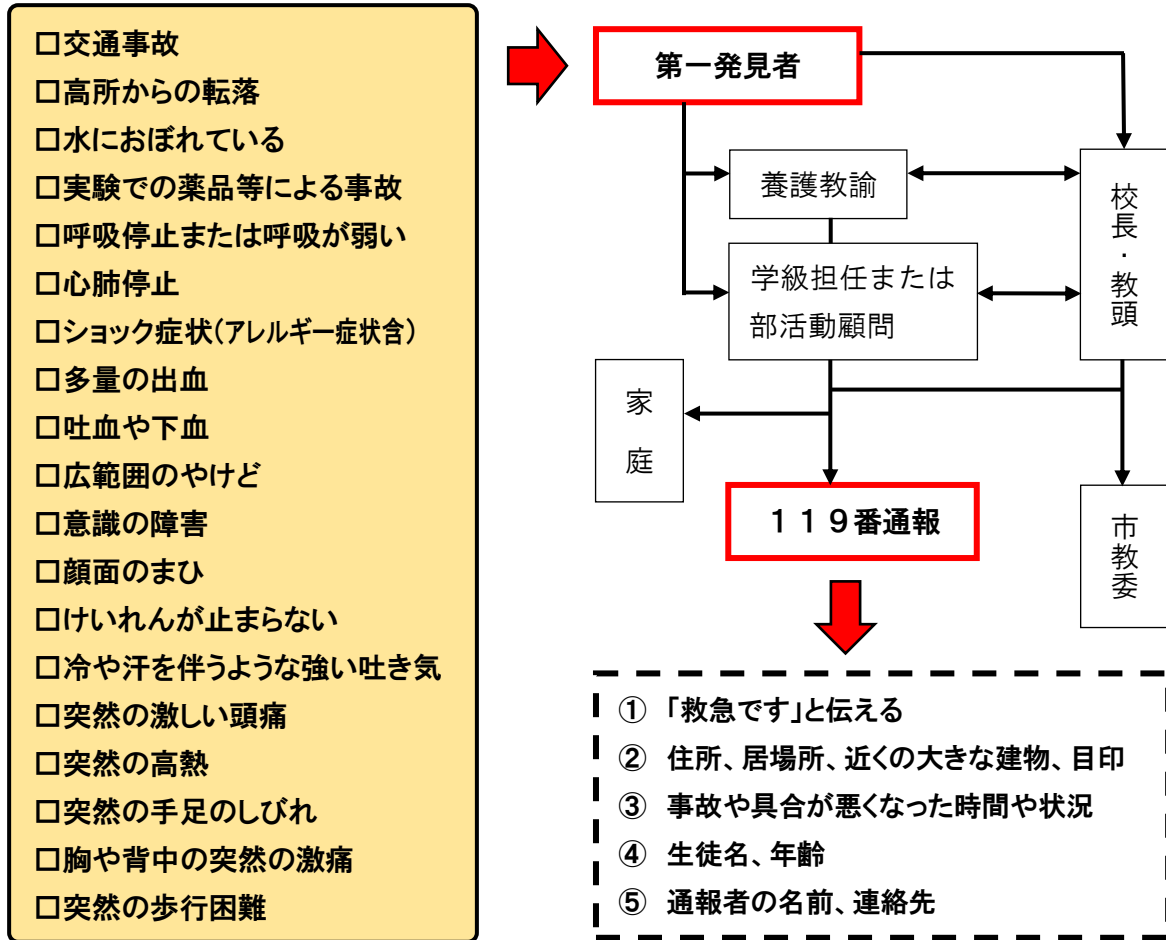
(3) 下校後～登校前・休日等に発生したとき

措置の流れ	教職員・生徒の動き	留意点
1 発生当日・翌日の対応	① 学校は臨時休業 ② 各地域の防災マニュアルに従う	<input type="checkbox"/> 校長は動員体制を決定・通知する
2 校内生徒の避難	① 部活動顧問等の指示に従い、一時避難および二次避難 ② 課業中と同様の対応	<input type="checkbox"/> 普段から部活動の出席者、人数を正確に把握しておく

6

事故・急病時の対応

(1) 次のときは、ためらわずに救急車を呼ぶ



(2) 応急処置に必要なもの

- ① AED → 職員室前方のスチール棚の中、オレンジ色のショルダーバッグ
- ② エピペン → AEDのショルダーバッグについている黄色の小袋
- ③ 担架 → 保健室の担架入れ
- ④ 救急バッグ → 職員室後方のスチール棚横
- ⑤ 内服薬 → アレルギー対応生徒が持っている緊急時の薬

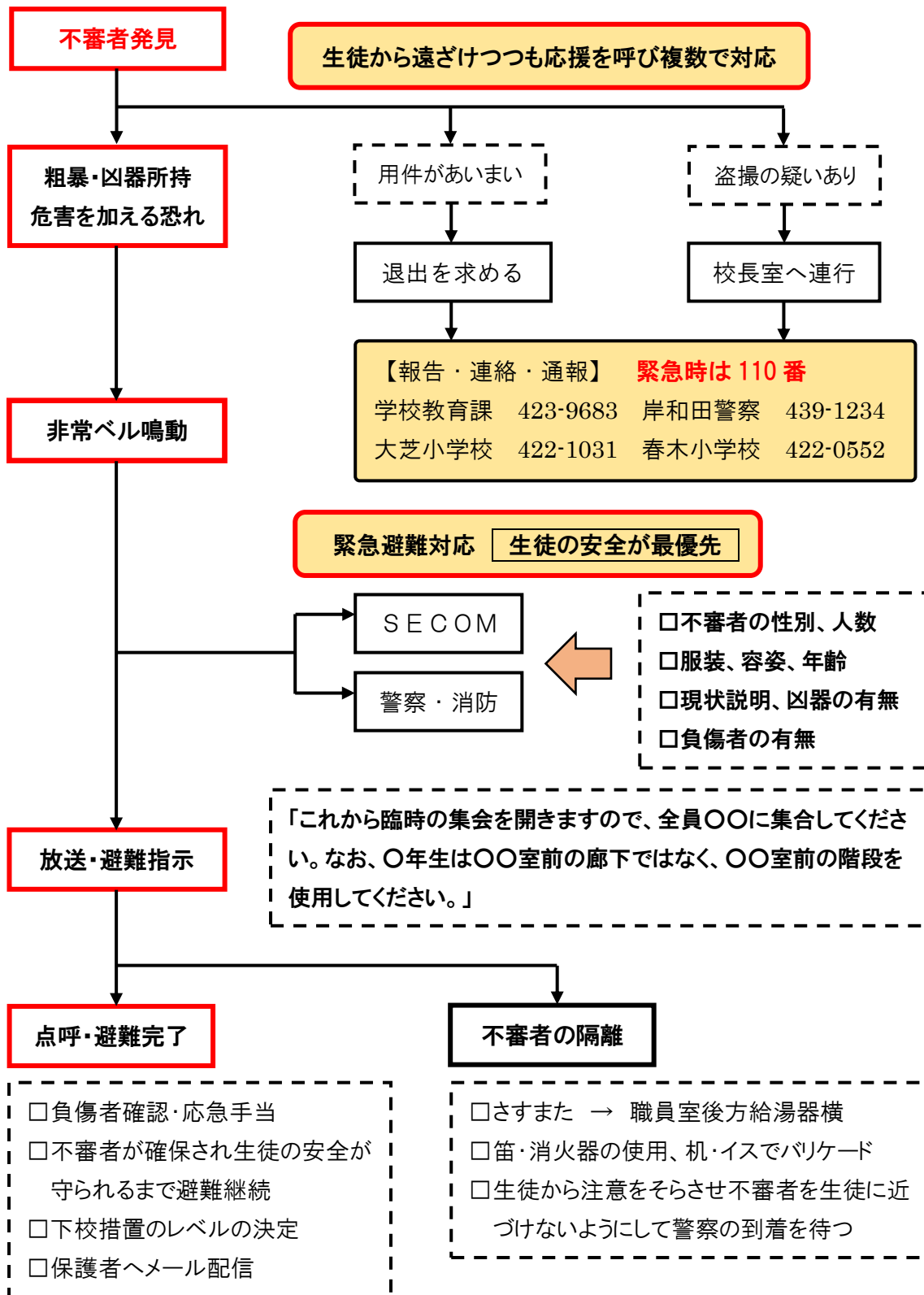
(3) 救急車到着までの対応

- ① 救急車の進入路に職員を配置して案内・誘導させる
- ② 状況把握と情報収集 ※ 可能ならば動画を撮影する。救急隊や医師が状態を理解しやすい。
 - 事故や具合が悪くなった状況 救急隊が到着するまでの変化
 - 応急手当の内容 持病・かかりつけの病院・普段飲んでいる薬・医師の指示
- ③ 家庭へ連絡して保険証や診察券、お薬手帳を持ってきてもらう

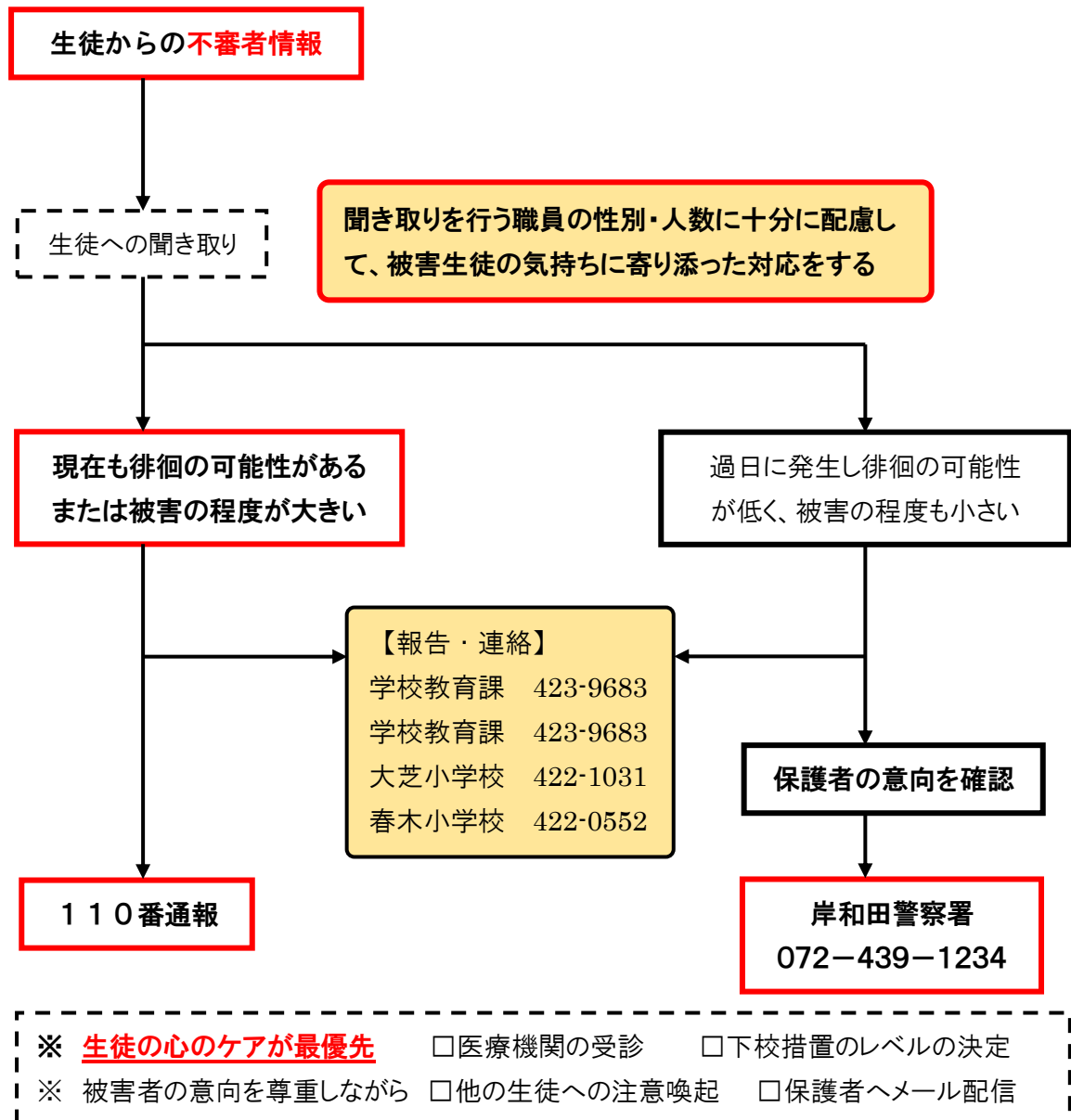
7

不審者への対応

(1) 学校に侵入したとき

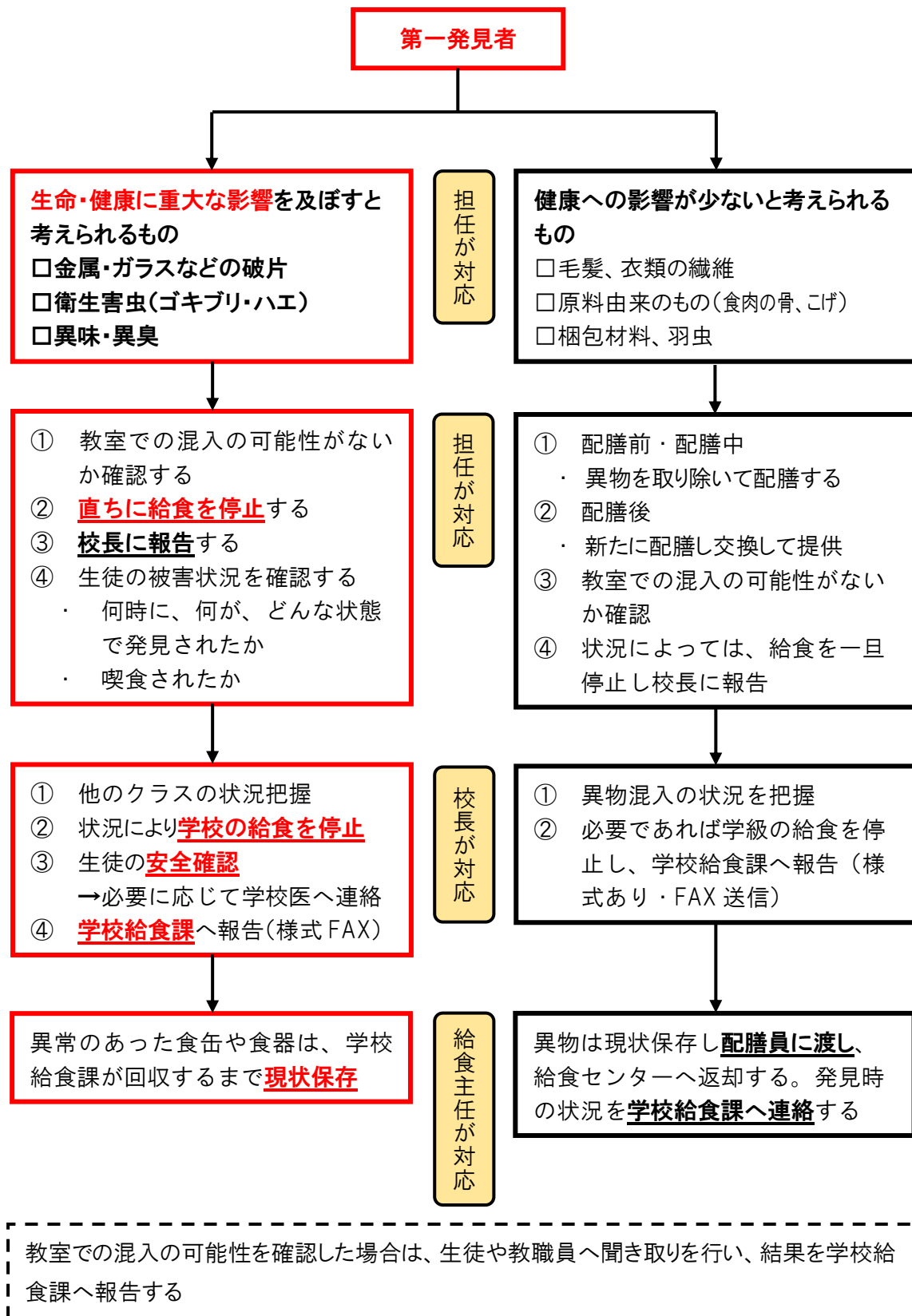


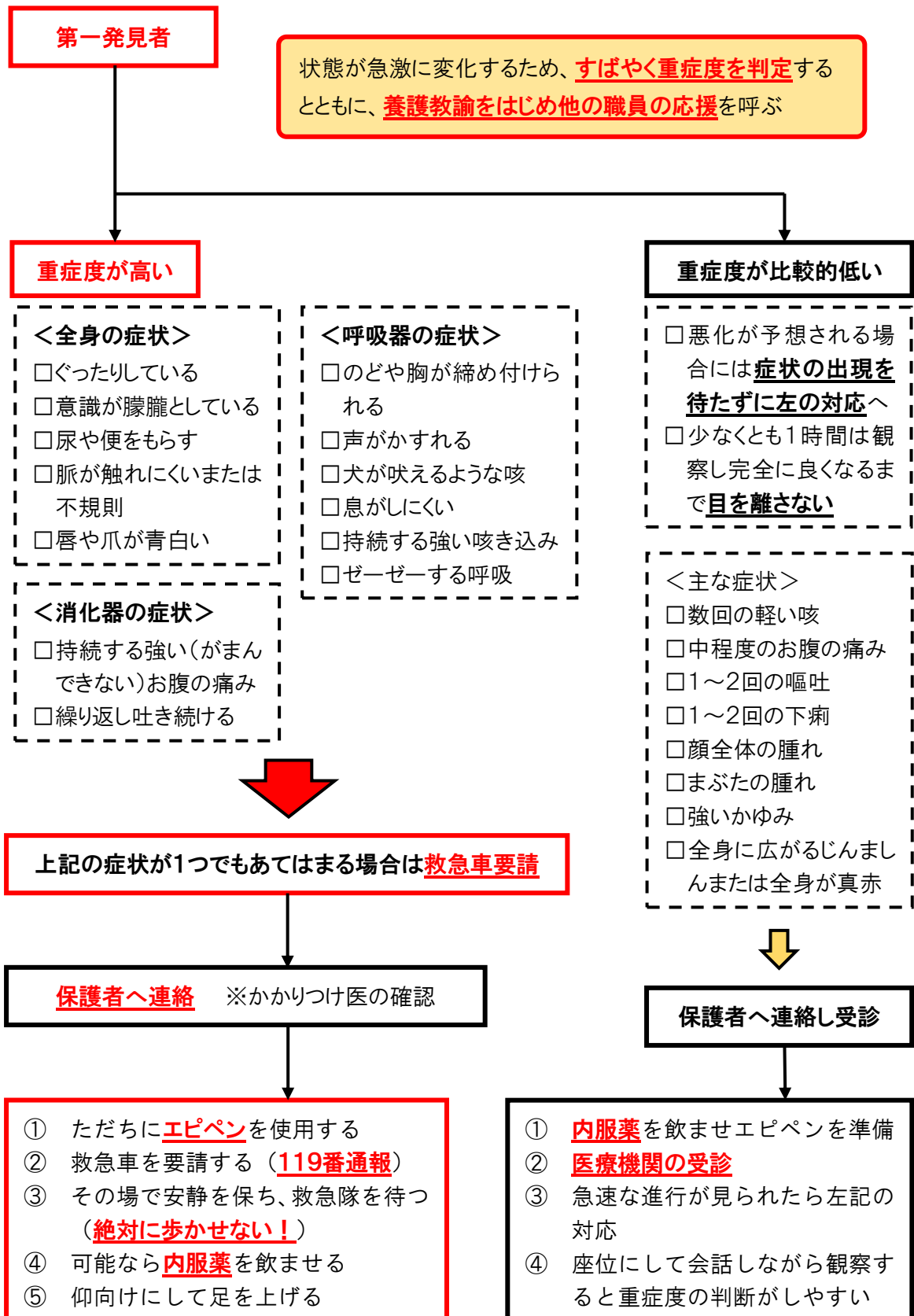
(2) 休日・登下校中に不審者に遭遇したとき



(3) 平常時に確認しておくポイント

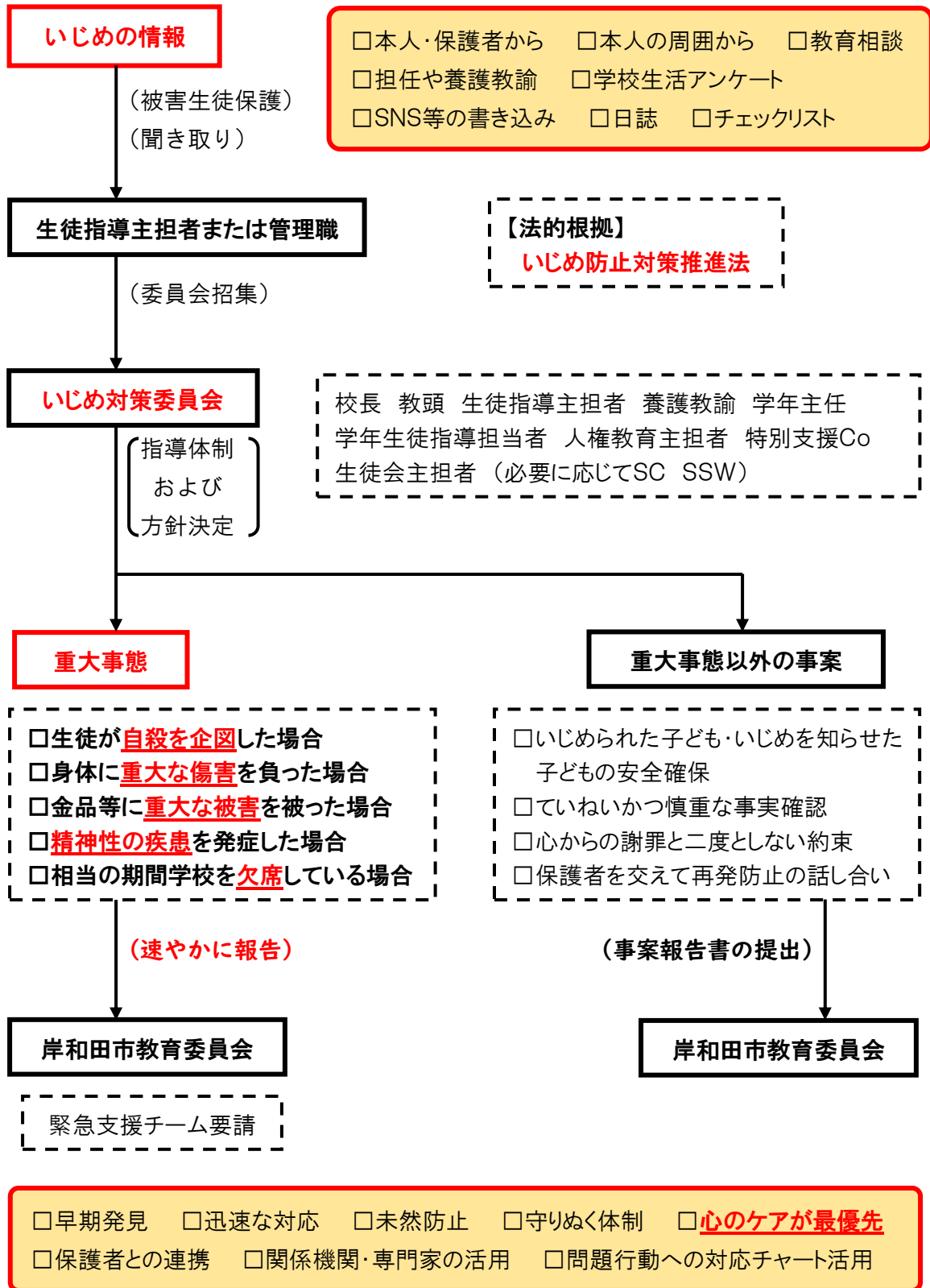
- ① 通用門は正門のみとし、登下校時以外は閉門しておく
- ② 正門以外は施錠しておく
- ③ 来客者へは気づいた職員が必ず声掛けをする
「こんにちは。ご用件をうかがいましょうか？」
- ④ 来客者には名札をつけてもらう（教頭机のうしろのスチール棚）
- ⑤ 不審者に遭遇した時の対応について生徒に周知徹底する（自分の身は自分で守る）
- ⑥ 地域との連携を図る（こども110番の家、見守り隊など）
- ⑦ 情報を入手できるようにする（安まちメールの登録）

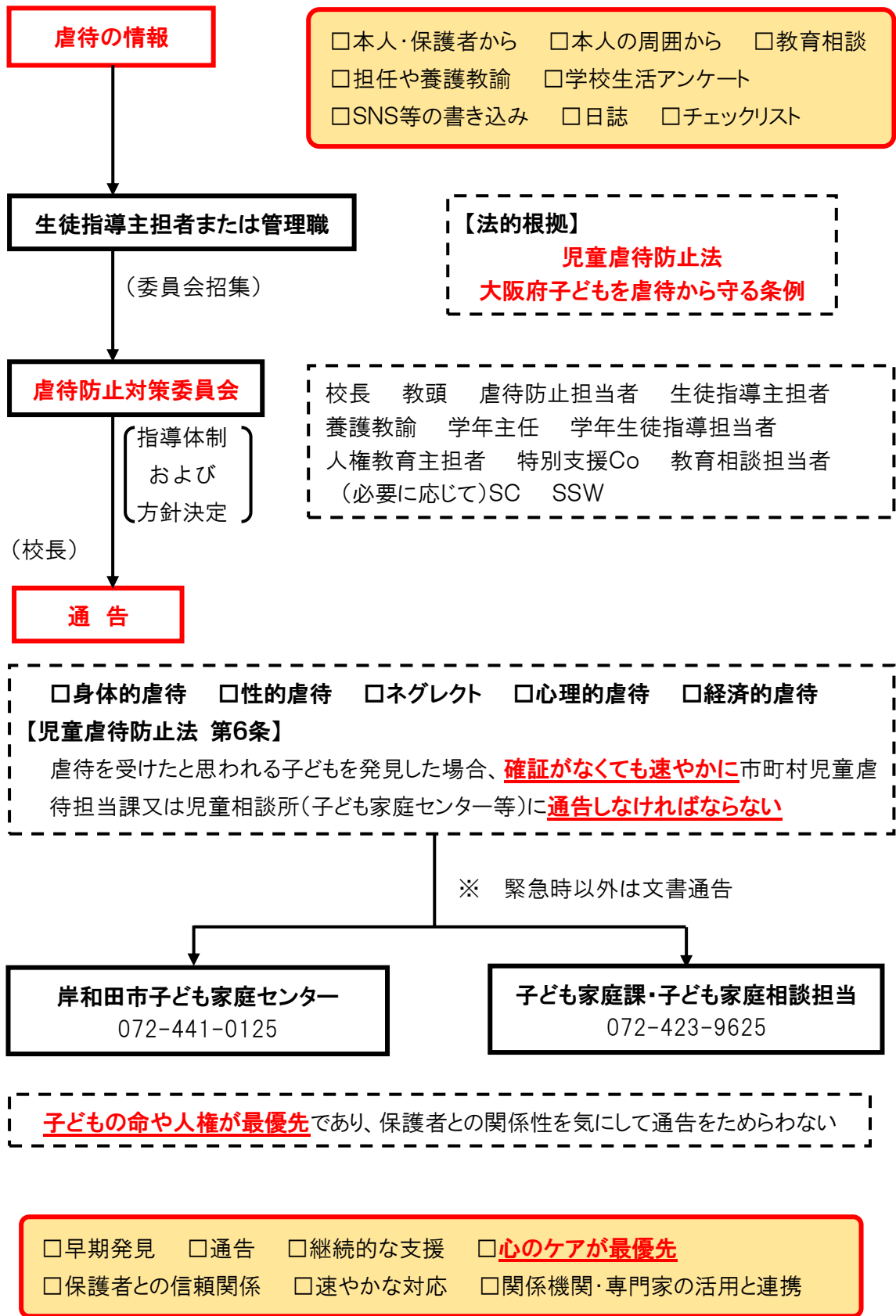


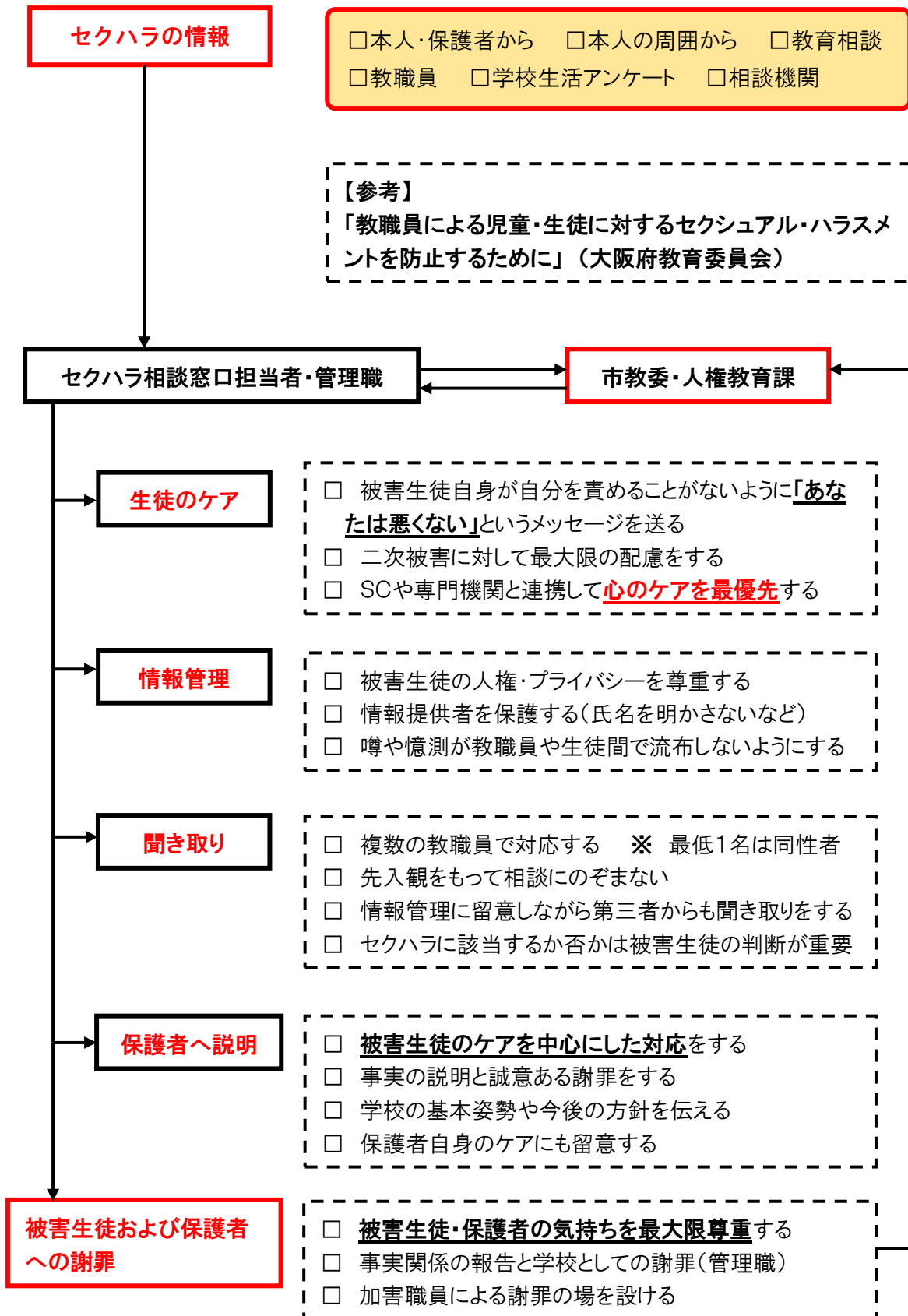


10

いじめへの対応







Jアラート発令

【第1段階】

「ミサイル発射。避難してください。」

【第2段階】

「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります。」

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する
- 近くの建物や地下へ避難する
- 適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る

自宅待機

【第3段階】

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。」

- 引き続き屋内に避難
- テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める
- 行政からの指示に従う

大阪府下に落下した場合

臨時休業

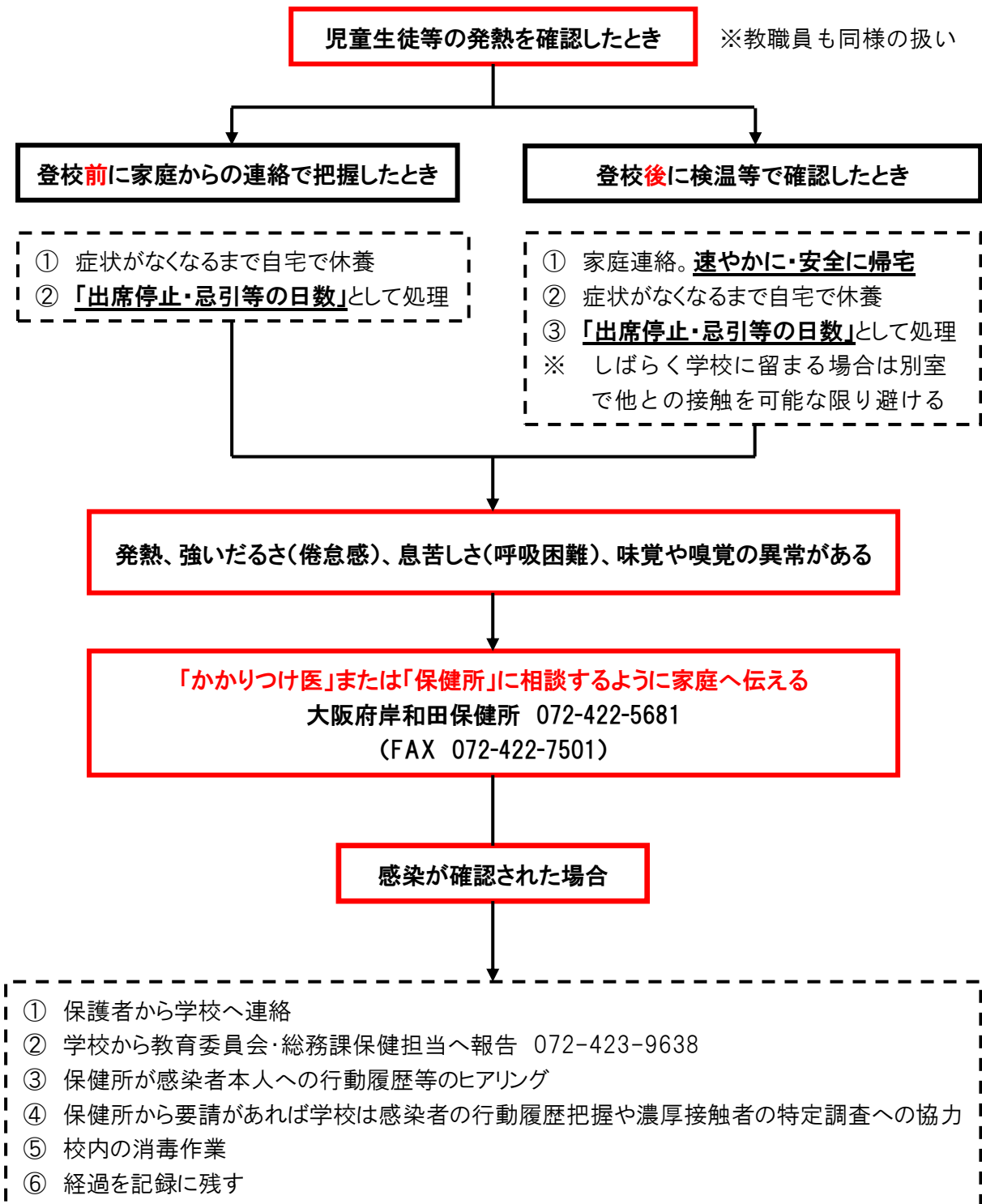
【第4段階】

「ミサイルは〇〇海に落下した模様。」

- テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認
- 引き続き避難する必要なし

自宅待機解除
授業の繰上げ等

1 感染の疑いがある、または感染した場合



2 感染防止

(1) 新型コロナウイルス感染症とは 《厚生労働省ホームページより》

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが特徴

季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられる。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意が必要。

特に高齢者や基礎疾患がある人は重症化しやすい可能性が考えられる。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により感染する。空気感染は起きていないと考えられているが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

(2) 基本的な感染症対策の実施 《文部科学省ホームページより》

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組を行う。

① 感染源を絶つこと ② 感染経路を絶つこと ③ 抵抗力を高めること

① 感染源を絶つこと

- 毎朝の検温 風邪症状は登校させない

② 感染源を絶つこと

- 手洗い … 外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、流水と石けんでこまめに手を洗う。
- 咳エチケットの徹底 … 3つの咳エチケット。マスクを着用、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う。
- 学校医及び薬剤師などと連携して保健管理体制を整える
- 環境衛生の保持 … 特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、消毒液を使用して清掃する。

③ 抵抗力を高めること

- 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事

(3) 集団感染リスクへの対応

① 専門家会議で提出されている3つの条件が重なる場を徹底的に避ける

- 換気の悪い「密閉空間」 多数が集まる「密集場所」
- 間近で会話や発生をする「密接場面」

② 換気の徹底 … 2方向の窓を同時に開ける

③ 近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用

(4) 心のケア

- 学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による支援

(5) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止